

横浜市公告第296号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 横浜タワー

西区南幸一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 喜 勢 陽 一

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 容 量 102.45 m³	位 置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 容 量 208.28 m³

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和7年5月8日

(5) 変更する理由

廃棄物等保管施設の増設のため

2 届出年月日

令和7年5月7日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課